

公立小松大学大学院研究科委員会規則

令和4年4月1日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立小松大学大学院学則（令和4年規則第 号）（以下「学則」という。）第7条第2項の規定に基づき、公立小松大学サステイナブルシステム科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 研究科委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 専攻長
- (3) 研究科専任教員
- (4) 専攻あたり各1名の代表教員

(審議事項)

第3条 研究科委員会は、次に掲げる事項について審議し、理事長及び学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 研究科の管理運営に関する事項
- (2) 教育研究に関する重要事項
- (3) 規則等の制定改廃に関する事項
- (4) 予算に関する事項
- (5) 教員人事に関する事項
- (6) 中期目標・中期計画に係る自己点検・評価に関する事項
- (7) その他研究科に関する重要事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）が意見を求める教育及び研究に関する事項について審議する。

(議長)

第4条 研究科委員会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

2 研究科長に事故があるときは、研究科長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(招集)

第5条 研究科委員会は議長が招集する。

2 研究科委員会は、原則として月1回開催する。ただし、議長が必要と認めるときは、研究科委員会を招集することができる。

3 議長は、構成員の3分の1以上の者から要求があったときは、研究科委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第6条 研究科委員会は、構成員（海外渡航者及び休職者を除く。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

（議決）

第7条 研究科委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、研究科委員会が特に必要と認めた事項に関しては、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

（専攻会議）

第8条 研究科委員会の下に、専攻会議を置く。

2 専攻会議は、次に掲げる事項を審議し、研究科委員会に意見を述べるものとする。

- (1) 専攻教員の選考及び身分に関する事項
- (2) 学生の入学、課程の修了、休・退学に関する事項
- (3) 学位論文及び学位の授与に関する事項
- (4) 専攻の教育課程及び教務に関する事項
- (5) 学生の身分及び厚生に関する事項
- (6) 専攻のFDに関する事項
- (7) その他専攻に関する重要な事項

3 専攻会議に関し必要な事項は、別に定める。

（構成員以外の者の出席）

第9条 議長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

（議事録）

第10条 研究科委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

（事務）

第11条 研究科委員会の事務は、事務局において処理する。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。